

浄化槽適正維持管理普及啓発事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 公益財団法人大分県環境管理協会（以下「協会」という。）理事長は、大分県内の公共水域における水環境の維持・改善を図るとともに、協会と協働して、広く県民を対象に浄化槽の維持管理に関する正しい知識の普及啓発を行う非営利団体に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、非営利団体とは、NPO 法人や一般社団法人、協同組合など営利を目的として事業を行わないものをいう。

（補助事業者、事業内容、対象となる事業、経費、及び補助率）

第3条 この補助金の交付対象は非営利団体とし、対象となる事業、経費及び補助率は別表に定めるところによる。

（補助金の交付申請）

第4条 この補助金の申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、協会理事長が別に定める期日までに協会理事長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書及び収支予算書（第2号様式）
- （2）その他協会理事長が必要と認める書類

（補助条件）

第5条 この補助金の補助条件は、次のとおりとする。

- （1）補助事業の内容又は経費の配分の変更（協会理事長が軽微な変更と認める場合を除く。）をする場合は、補助金変更承認申請書（第3号様式）を協会理事長に提出し、その承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を協会理事長に提出し、その承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに協会理事長に報告し、その指示を受けること。
- （4）補助事業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない

こと。

(補助金の交付決定の通知)

第6条 この補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 この補助金の申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようするときは補助金交付請求書（第6号様式）を協会理事長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 この補助金の実績報告は、補助事業実績報告書（第7号の1様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月28日のいずれか早い期日までに協会理事長に提出しなければならない。額の減額があった場合には、補助事業実績報告書（第7号の2様式）により行うものとする。

(1) 事業実績書及び収支精算書（第8号様式）

(2) イベント等の写真

(3) 領収書または請求書の写し

(4) その他協会理事長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第11条 この補助金の額の確定通知は、補助金の額の確定通知書（第9号の1様式）により行うものとする。額の減額があった場合は、補助金の額の確定通知書（第9号の2様式）により行うものとする。

附 則 この要綱は、令和7年度予算に係る浄化槽適正維持管理普及啓発事業費補助金から適用する。